原判決を取り消す。 被控訴人は控訴人に対し、別紙目録記載の物件を引渡せ。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。 この判決は、第二、第三項に限り仮に執行することができる。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

控訴人は主文同旨の判決及び仮執行の宣言を求め、被控訴人は「本件控訴を棄却 する。控訴費用は控訴人の負担とする。」旨の判決を求めた。 当事者の主張

(控訴人組合)

請求原因

補助参加人会社(以下「会社」という)は、広島県安芸郡〈以下略〉に (-)広島工場を、兵庫県伊丹市に伊丹工場を有し、乗用車用シート等の製造販売を業と する会社であり、従前の組合としては、会社の従業員で組織された全国金属労働組 合(以下「全金」という。)兵庫地方本部(以下「兵庫地本」という。)東洋シー ト支部(但し、昭和五四年四月二〇日当時のもの。以下「旧名称組合」という。) が存在し、その内部に前記工場単位で各分会があり、その役員、執行委員がおり、 各分会毎に組合大会が開かれていた。

 $(\underline{-})$ 控訴人組合は、昭和五四年四月二〇日開催の旧名称組合広島分会臨時大会 (以下「本件大会」という。)でした全金を脱退する旨の決議(以下「全金脱退決 議」という。)が無効ないし不存在であるとしてその効力を争う組合員らが、従前 どおりその組織を維持したもので、旧名称組合と同一性を有する労働組合である。 これに対し、被控訴人組合は、右全金脱退決議が有効であるとしてこれに従い全金 から脱退した者らが、新たに組織した労働組合であり、旧名称組合とは関係がな い。

。本件大会における全金脱退決議の無効ないし不存在 一) 決議に至る経緯 会社は昭和五三年ころから旧名称組合の人事に介入し、また、会社の下級職制は そのころから、組合執行部の提案に故なく反対してその執行を困難ならしめ、昭和 五四年二月の分会長選挙の際旧名称組合の元役員であつたA(以下「A」とい う。)に対し立候補辞退を働きかけ、同年四月一八、一九日多数の組合員に対し全 金脱退の署名を求めて全金からの脱退を画策した。しかし、旧名称組合広島分会執行部は右脱退の署名の事実を知りながら傍観し、大部分の組合員から脱退に賛成す る旨の署名が集まつたことを知ると、その態度を一転し、組合が分裂する危機があ ると称して急拠本件大会を招集し、全金からの脱退を果たそうとした。

$(\underline{-})$ 全金規約違反

旧名称組合が全金から脱退する手続は、上部団体である全金の規約の定めによる べきもので、旧名称組合の規約の定めによるべきものではない。右全金の規約によ ると、全金は労働者個人による加入脱退を前提として、全国を通じ単一体として組織された労働組合であり、組合員個人が全金に対し個々に脱退の届出をしたときに 初めて脱退の効果が生ずるものである。その一支部である旧名称組合が団体名でその脱退届出をしても脱退の効力を有しないから、この様な関係にある旧名称組合が 全金を脱退する旨決議しても、その決議は、それ自体全金の規約に反し無効であ り、組合員個人に右脱退の効果を及ぼすものではない。

招集手続(遵守期間等)の違法

本件大会にも適用されるべき支部大会に関する旧名称組合の規約一二条による 「大会を招集するには一週間前までに議題その他必要な事項を組合員に告示し なければならない。但し、緊急止むを得ない場合はこの限りではない。」旨定めている。本件大会は、組合員の一部が昭和五四年四月二〇日旧名称組合広島分会執行 委員長に対し、全金脱退替成署名簿を添えて組合大会の招集を請求したところ、旧 名称組合広島分会執行委員長は、右規約同条但し書の規定に従いその招集手続きを することとし、一週間前までに議題その他必要な事項を組合員に告示することなく、当日の僅か二時間後に、代議員を通じて口頭で招集され、開会されたものであ る。しかし、右規約但し書にいう「緊急止むを得ない場合」の要件に該当しないか ら、本件大会は右規約に反し違法であるから不存在というべきであり、また、本件大会の全金脱退決議はこの点で無効である。すなわち、(1) 全金から脱退する旨の議題は、旧名称組合の存立の是非を問う重要な議題であり大会で討議さる以前に相当の熟慮期間を要する場合である。(2) 当時多くの組合員が全金脱退反対しており、旧名称組合広島分会の執行部はこれを知悉していたか、知りうべいにあった。(3) 旧名称組合広島分会執行委員長は、組合分裂の危機を避けるため緊急に大会を開く必要性があったというが、そのような事情はなく、下級で、というが組合役員など広島分会執行部の多数を占め団体で全金脱退を画策していたので、脱退決議をするためにのみ緊急性があったのにすぎない。右規約但し書の解釈運用に裁量の余地があるとしても、その招集手続は右執行委員長の裁量権の範囲を越え濫用に当る。

(四) 採決の違法、決議の不存在

旧名称組合規約九条六号、四号によると、大会における採決の方法は、直接無記名投票又は挙手により行われ、決議は出席者の過半数により成立するとされているが、本件大会における採決の方法は、実際には全金脱退に賛成の者につき、初めに拍手採決、次いで挙手採決、最後に起立採決をしたところ、右起立採決によるものであつて違法である上、されたというが、右採決方法は規約にない方法によるものであつて違法である上、その起立者の数を数えず、また、採決当時すでに午後零時四〇分を過ぎており昼休み終了を予告する予鈴が鳴り、各人が職場に戻るため個々に立ち上がつていた時であるで、その起立が脱退に賛成の意思表示であるかどうか不明で、賛成者の数を数えることができない状態であつたのに、議長が一方的に起立多数により可決された旨宣言したのにすぎないから、決議が成立したものとはいえず、決議は不存在である。

(五) 大会定足数の不充足、議題の不明確

大会は、組合員総数の三分の二以上の組合員の出席により成立し、決議のときもその定足数が維持されなければならない(旧名称組合規約九条一号、四号)が、右決議の時点では、前記のように多数の組合員が退席中で、定足数を充足しておらず、大会自体成立していなかつたものである。また、議長から議題の明示がなく、「九〇数パーセントの組合員から全金脱退に賛成する署名簿の提出があつたが、執行部としても、これらの組合員の意思を尊重して全金を脱退することに賛成である。ついては、大会でその確認の決議をしたい。」というものであり、何の議案を提出したのか不明であつた。

- 3(一) 全金兵庫地本は同年五月一日旧名称組合の執行委員長Bら執行部九名に対し、制裁として、六か月間の権利停止処分をし、同年五月四日Aを執行委員長代行に指名したので、右Aの招集により、全金脱退決議に反対した一一名の組合員が同年同月七日旧名称組合の臨時組合大会を開き、執行委員長にAを選任したほか、各役員、執行委員を選任し、旧名称組合を維持運営の上現在に至つており、それが控訴人組合である。
- (二) 他方、旧名称組合伊丹分会においても全金脱退の決議がされ、同年四月二三日旧名称組合本部執行委員会において、右各分会の脱退決議に基づき、全金脱退の決議がされ、これに従い団体で全金を脱退する旨届出がされた後、Cら広島分会の旧執行部は同年五月九日広島工場で、組合大会を開くなど所定の手続を経て新たに被控訴人組合を結成したものである。
- 4 (一) 別紙目録記載の物件(以下「本件物件」という。) は旧名称組合の所有 であつたが、現在被控訴人組合が占有している。
- (二) 前記2、3主張の経緯のとおり、控訴人組合は、旧名称組合と同一性を有する組合であるから、所有権に基づいて被控訴人組合に対し本件物件の引渡しを求める。
- 二 本案前の主張に対する控訴人組合の主張
- 1 控訴人組合は昭和五四年五月七日の臨時組合大会でAを執行委員長に選任したが、右大会招集手続及び選任は有効であり、Aが正当に控訴人組合の代表権を有する。すなわち、(1) 当時旧名称組合執行委員長B及び執行委員ら全員がすでに旧名称組合を脱退した後のことであるから、同人らに対し全金兵庫地本がした組合統制処分の効力の有無は、右選任の効力に関係がない。(2) 全金兵庫地本は同年同月四日Aに対し、全金規約一五条に基づく指導として、執行部が不在となつた旧名称組合を緊急に立て直すよう指示し、同人をその執行委員長代行に指名して臨時組合大会の招集権限を与え、Aはこれに基づき大会招集を代行した(民法五六条の仮理事の選任は、財産的取引をする法人についての制度であつて労働組合には適

切ではなく、組合員全員による臨時大会を開き執行委員長選任の決議をしているのであるから、必ずしも右の仮理事を選任する必要がない。)。(3) 大会では全員一致でAを執行委員長に選任したもので、その決議に不備はない。

(被控訴人組合)

ー 本案前の抗弁

被控訴人組合

Aは控訴人組合の代表権がないので本件訴えは却下を免れない。すなわち、(1) 旧名称組合執行委員長B及び執行委員ら九名は昭和五四年五月一日全金兵庫地本から六か月の権利停止処分を受けたが、右処分は規約の制裁手続によりされたものではなく、労働組合法を無視し旧名称組合の自主性を侵害したもので無行委員長の世本が同年同月五日Aを旧名称組合の執行委員長代刊事の名したが、その法的根拠がなく(執行部の全員不在の場合民法五六条の仮理事の担任によるほか方法がない。)、無効である。(3) Aは組合臨時大会を招集の返任によるほか方法がない。)、無効である。(3) Aは組合臨時大会を招集する権限がないのに同年同月四日これを招集し同年同月七日開会したので、その大会は成立せず、執行委員長選任決議も不成立ないし無効である。(4) 組合役員とは、知知を対象とは、自己を対象といる。(4) 組合と選挙を対象により、自己を対象となる。(4) 組合と、自己を対象となる。(4) はこれによらず挙手採決及び一部の組合員の委任状による投票で決議しており、Aの選任決議は無効である。

二 本案に対する答弁

1 (一) 控訴人請求原因 1 (一) の事実は認める。

(二) 同(二)の事実は否認する。旧名称組合は、昭和五四年四月二〇日の本件大会における全金脱退決議及びその後の伊丹分会における同趣旨の決議を基礎として、同年四月二三日旧名称組合本部執行委員会における同趣旨の決議をした上、これに基づき、同年同月同日全金兵庫地本に対し団体の脱退届出をして脱退した後、名称を変更した。それが被控訴人組合である。従つて、旧名称組合と同一性のある組合は被控訴人組合であり、控訴人組合は全金脱退に反対する者が新たに結成した労働組合で、旧名称組合と同一性がないものである。

していたのに止どまり、それも実際には、組合員数を大幅に下回つていた。

(四) の事実は争う。全金脱退決議は、一旦拍手採決の後最終的には起立採決により決議されたが、右起立採決はその性質上旧名称組合規約九条六号にいう挙手採決より厳格な採決法というべきであるから、その方法が規約違反であるとはいえず、また、前記のように、全金脱退に賛成の者が組合員の九〇パーセント以上あることは既に署名簿の記載から明らかであり、初め拍手採決をしたとき多数の者の拍者があり実際にはそれで決議が成立していたけれども、なお念のため起立採決をとり、その起立者の数は確認しなかつたけれども、右署名簿の数からみて出席者の三分の二以上であることが明かである。

(五) 同(五)の事実は争う。大会は、組合員総数三一九名のうち定足数である 三分の二以上の二一八名が出席したので、成立している。また、議題は、全金脱退 の可否についてであり、そのことは大会で明示しているばかりでなく、出席組合員 の周知のところである。

(六) その後、旧名称組合本部執行委員会が、昭和五四年四月二三日、兵庫地本に対しその脱退届出をしたことは前記1(二)のとおりである。

3 (一) 同3 (一) の事実のうち、全金兵庫地本が控訴人主張の日時に旧名称組合執行委員長Bら九名の者に対しその主張のような権利停止処分をしたことは認めるが、その余の事実は争う。同(二)の事実のうち、控訴人主張の日時にその主張のような議決をしたことは認めるが、その余の事実は争う。

(二) 同3(二)の事実は認める。

当であり、なんらの誤りもない。

4 (一) 同4 (一) の事実のうち被控訴人組合が本件物件を占有していることは認めるが、その余の事実は争う。前記の主張のとおり、本件物件は被控訴人組合の所有である。

(二) したがつて、控訴人の本訴請求は理由がなく棄却されるべきである。 第三 証拠関係(省略)

理 由

第一 本案前の主張について

一 被控訴人組合はAが控訴人組合の代表権を有しないので本件訴えは却下すべきである旨主張する。

控訴人組合は、その組合員と主張する者らで組織された組合でありその代表者がAであると主張するので、控訴人組合が旧名称組合と同一ないしこれを承継したものであるかどうかとの争点についての判断は暫くおいて、右主張について検討する。各成立に争いのない甲第三、第五号証、乙第二、第三号証、原本の存在と成立に争いのない甲第一二一号証、丙第一号証、弁論の全趣旨から各成立が認められる甲第一、第二、第七、第一三号証、各官署作成部分の成立に争いがなくその余の部分の各成立が弁論の全趣旨から認められる甲第四号証、甲第六号証の一ないし九、甲第八ないし第一〇号証、原審証人D、当審証人E、同Fの各証言、原審及び当審における控訴人組合、原審における被控訴人組合各代表者本人尋問の結果を総合すると、次の事実が認められる。

以上のとおり認められる。

右認定の事実により検討すると、(1) 右認定のように旧名称組合執行委員長 B及び執行委員ら九名が兵庫地本から六か月の権利停止処分を受けているが、右五 月七日の大会の当時同人らは既に全金を脱退しているから、その統制処分の効力の 有無は大会の成否に直接の影響を及ぼさない。(2) 兵庫地本がAを委員長代行 に指名したことは、執行委員長及び執行委員の全員が不在となったことに対処する ため、上部組織である兵庫地本が下部組織組合に対する指導として暫定的にしたも のであり、当時の状況から止むを得なかつたものというべきであり、この場合に 民法五六条の仮理事を選任する必要がないと解される。 (3) Aは兵庫地本から 委員長代行の指名を受けているのであるから、大会招集の権限を有するもので、大会は成立しその大会でなされた役員選任決議も有効である。(4) 組合役員選任 決議の方法が組合員の直接無記名投票によるべきことは、全金規約五七条の趣旨、 旧名称組合選挙細則一条(この点は、前記甲第一、第三号証から認められる。)及び労働組合法五条二項五号に定められているけれども、右各規定の趣旨は、投票の自由及び秘密を確保しようとするものであると解されるところ、出席者全員一致に よる挙手採決で執行委員長を選任する旨決議した場合は、例外としてこれを認めて も、右各規定の趣旨に反するものとはいえない。また、その採決に当たり欠席者に つき委任状による投票があつたとする被控訴人組合の主張はこれを認めることので きる証拠がなく、後記二1 (一) 認定の規約の関係からみても、Aの右選定手続に特に違法の点は見当たらない。従つて、Aは控訴人組合の執行委員長としてその代表権を有するものということができ、この点の被控訴人組合主張は理由がない。 第二本案について

一 控訴人の請求原因 1 (一)の事実は当事者間に争いがない。 二 1 前記一冒頭記載の各証拠、各成立に争いのない甲第一六、第一七、第三四号 証、乙第一〇号証の一、丙第五号証、各原本の存在と成立に争いのない甲第二六、 第一一、ないし第一一八号証、丙第六号証、弁論の全趣旨から各成立が認められる 甲第一一、第一四、第二五号証、第三〇号証の一ないし一〇、甲第六〇ないし第一 〇七、第一〇九ないし第一一一号証、乙第九号証、会社内の写真であることに争い のない甲第二四号証の一ないし五、当審証人G、同H、同I(但し、一部認定に反 する部分を除く。)、原審証人J、同K、原審及び当審証人L(但し、一部認定に反 反する部分を除く。)、同M(但し、一部認定に反する部分を除く。)、同Nの各 証言、原審及び当審控訴人組合、原審被控訴人組合各代表者本人尋問の結果を総合 すると、次の事実が認められる。

(一) 旧名称組合の規約によると、広島分会、伊丹分会を通じた組合大会、執行委員会、代議員会、執行委員長などの役員、執行委員、代議員の定めがあり、組合大会が最高の議決機関であるとされているが、他方、本部執行委員会規約では本部執行委員会が旧名称組合の最高の議決及び執行の機関であると定めており、両規定の関係についての定めはない。広島及び伊丹各分会の議決及び執行機関等についての関係についての定めはない。広島及び伊丹各分会の議決及び執行機関等についての関係についての定めはない。広島及び伊丹各分会の議決及び執行機関等についた。本部執行を自己ではでして、右全体を通じた規約を各分会にも類推適用ないし準用すべきものとして運用され、各分会長をその執行委員と呼んでいた。本部執行委員会は、両分会の各執行委員長、副執行委員長、とび広島分会執行委員四名で構成され、両分会の決議を基礎として(その間に

差異があるときは適宜調整する。)議決し、これに基づき執行しており、さらに全体を通じた大会を開かないのが通常の取扱いであつた。

(三) ところで、前記のとおり旧名称組合広島分会組合員の多数の者が、全金脱退に賛成の署名をしているけれども、右署名は、組合員である下級職制のため、ちめ、おいており切れずに署名したものもあり、また、職場討議もなかったので、これを撤回したものではなかった旨述べてこれを撤回した者があるとので、これを協したるを逸の気運が高まさせる必要があるとの情勢の方法であるとの事情が規約同条但し書の緊急止むを得るに出るの招集告示期間は二日ないし四日として、運用されたことが多く、特別の招待の招待の招待に対して、運用されたことが多く、特別の名の招集告示期間は二日ないし四日として、運用されたことが多く、特別の名の招集告示期間は二日ないし四日として、運用されたことが多く、特別の名の招集告示期間は二日ないし四日として、運用されたことが多く、特別の名の招集告示期間は二日ないし四日として、運用されたことが多くでは記されている。

(イ) 昭和三八年に全金に加入する際執行委員会で決定した翌日に代議員会を開き代議員を通じ各組合員に対し口頭で告知する旨決議し、当日の午後五時ころ臨時大会を開いたことがあるが、その時は組合員に対する解雇について会社との団交が行き詰まり、それに対抗するには、組合が早急に強力な上部団体である全金に加盟し、その指導、援助を得なければその局面を打開できない状況に置かれたため、緊急に右解雇処分撤回及び全金加入を関連の議題として、臨時大会が開かれた。 (ロ) 昭和四一年一一月二五日の臨時大会は、執行委員会で決議した翌日開かれ

(ロ) 昭和四一年一一月二五日の臨時大会は、執行委員会で決議した翌日開かれたが、緊急に回答すべき年末一時金の団交受諾に関する件が議題であつた。(ハ) 昭和四九年一二月三日の臨時大会は、執行委員会で決議をした当日開いているが、執行部の信任が議題で、直ちに開かないとその執行に支障を来すとの判断で開いたものであり、しかも、その大会では決議せず、一週間後に組合員の直接無記名投票により結局信任されたものである。

以上のとおり認められ、右認定を左右する証拠はない。

2 そこで、旧名称組合広島分会執行委員長Cのした本件大会招集手続が旧名称組合規約一二条但し書にいう「緊急止むを得ない場合」に当たるとして一週間の告示期間を置かないでなされた本件大会における全金脱退決議の効力について検討す

る。

旧名称組合規約一二条本文の趣旨は、大会における議題等必要な事項を事前に組 合員に告知するばかりでなく、これを周知徹底し、その議題等に関し十分に調査検 討する機会を与えたものというべきところ、その組合が上部の所属団体から脱退す るかどうかという議題は、その組合の運営に関する最も重要で基本的な問題であ そのいずれに所属するかは組合員個人の身分、今後の経済闘争の結果など多大 の影響を及ぼすことが予測されるから、通常の場合以上に、組合員にその準備をす る十分な時間的余裕を与え慎重に考慮するための期間を確保すべきであり、そのた めには、規約に定めた一週間の告示期間を厳守し、手続の公正を確保することが組合の民主的運用の基本であるといわなければならない。この様な議題の性質上、執行委員長としては、右規約同条本文の招集手続をとるべきであり、簡易な方法であ る同条但し書の緊急止むを得ない場合としてその招集手続をすべきではないといえ る。まして、前記認定事実から明らかなように、全金脱退に反対の者がまだかなり の数に達していたのであるから、十分に考慮する期間を確保することが右規約の趣旨に沿うものである。しかるに、旧名称組合広島分会執行委員長は、多数組合員の全金脱退の気運が高まつた時期を逸することなくその議決をすべきものとの情勢判断に基づいて、規約同条但し書による招集手続をとつたものであり、未だ緊急正む を得ない場合に当るものとはいえない。前記認定のうち、旧名称組合の各執行委員 長が過去において同条但し書によつて開いた大会の事例については、その緊急止む を得ない場合とした判断につきそれなりに首肯することができるけれども、これら はいずれも本件大会の場合と事情を異にし右事例があるからといつて本件大会の決 議をも有効であるということはできない。そして、規約同条の如何なる手続で大会 を招集するかは執行委員長の裁量に属するものといえるが、右認定の事情の下で本 件大会につき規約同条但し書の緊急止むを得ない場合による招集手続をしたこと は、裁量権の範囲を超えるもので、違法といわざるを得ない。

従つて、その余の点につき判断するまでもなく、本件大会における全金脱退決議 は無効であるということができる。

3 前記第一の一認定のように、旧名称組合の本部執行部において全金を脱退する旨の決議をなし、その執行として本部執行委員長が兵庫地本に対して旧名称組合としての脱退届出をしているのであるが、右執行部の決議は本件大会の全金脱退の決議を基礎としてされたものである以上、本件大会の決議が前記のとおり無効であれば右本部執行部の決議もまた無効といわざるを得ず、その決議の執行として本部執行委員長が兵庫地本に対して旧名称組合の名においてした脱退届出もその効力を生ずるに由ない。

4 前記1冒頭の各証拠を総合すると、次の事実が認めらる。

全金規約六二条、兵庫地本規約三三条、三四条の趣旨からみると、団体 脱退の可否はさておいて、組合員が個人の資格でこれを脱退することができる日 の当時になるところ、前記のとおり旧名称組合の本部執行委員長は昭和五四年五月 日に臨時組合大会を開き、会社従業員二三八名が出席の上、所要の規約改正、名 の変更(被控訴人組合名)などを決議し、その後旧名称組合は消滅して存在せて 全金とは一切関係がない旨主張し、控訴人組合として組合活動を続けている。 全金とは一切関係がない旨主張し、控訴人組合として組合活動を続けている。 方、被控訴人組合は、前記第一の一認定のように、Aら役員を選任し、その 地本に報告した時点では、組合員数は一四名であり、その後の大会で、広島地方 部に組織変えし、組合員数も増加し、独自の組合活動を行つて現在に至っている。 以上のとおり認められ、右認定に反する証拠はない。

前記のとおりない。 前記のとおり本件大会における全金脱退決議が無効であるため、旧名称組合本部 執行委員長が兵庫地本に対して旧名称組合の名においてした脱退届も無効である が、右認定の事実、前記第一の一認定の事実、前記各説示によると、全金脱退決議 に賛成した者は個人の資格において集団的に、全金を脱退する通知も右趣旨をも を推認するのが相当で、執行部、さらには、兵庫地本に対する通知も右趣旨を含して でいたものと認めることができ、同人らはすべてそのころ個人として全金に所 る旧名称組合から脱退したものというべきである。従つて、被控訴人組合に る日名が脱退後に旧名称組合とは全く無関係な組合として新たに結成されたもの るるが脱退後に旧名称組合とは全く無関係な組合として新たに結成されたもの あつて旧名称組合とは同一性がない。一方、昭和五四年五月八日ころの時点と あつて旧名が旧名称組合に残留し、控訴人組合名を称するに至ったとみることがで きるので、控訴人組合が旧名称組合を維持しまたは継承しこれと同一性を有する のであるということができる。 三 前記一、二の各事実からみると、控訴人組合が旧名称組合を維持存続した組合であり、本件物件は控訴人組合の所有に属するものということができ、被控訴人組合が本件物件を占有していることは当事者間に争いがないので、被控訴人組合は控 訴人組合に対し本件物件の引渡義務を負う。

四 以上のとおりであるから、控訴人組合の本訴請求は理由があるのでこれを認容すべきところ、これと異なる原判決は相当ではないのでこれを取り消した上前記のとおりその請求を認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法九六条、八九条を、仮執行の宣言につき同法一九六条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 中村捷三 高木積夫 池田克俊)

物件目録(省略)